

〔平成18年5月25日法務大臣認可  
日本司法支援センター〕

(変更) 平成19年 3月19日法務大臣認可  
(変更) 平成19年10月30日法務大臣認可  
(変更) 平成20年 3月17日法務大臣認可  
(変更) 平成20年11月13日法務大臣認可  
(変更) 平成22年 3月25日法務大臣認可  
(変更) 平成23年 3月 7日法務大臣認可  
(変更) 平成23年 9月21日法務大臣認可  
(変更) 平成24年 3月30日法務大臣認可  
(変更) 平成24年12月21日法務大臣認可  
(変更) 平成25年 3月27日法務大臣認可  
(変更) 平成25年 月 日法務大臣認可

## 日本司法支援センター業務方法書

### 目次

#### 第1章 総則（第1条－第3条）

#### 第2章 支援法第30条第1項の業務の方法

##### 第1節 情報提供業務及びその附帯業務の方法（第4条）

##### 第2節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法

###### 第1款 通則（第5条－第7条）

###### 第2款 代理援助及び書類作成援助（第8条－第13条）

###### 第3款 法律相談援助（第14条－第23条）

###### 第4款 援助の申込み（第24条－第27条）

###### 第5款 代理援助及び書類作成援助の審査（第28条）

###### 第6款 援助開始に関する決定等（第29条－第37条）

###### 第7款 個別契約等（第38条－第55条）

###### 第8款 援助の終結（第56条－第63条の3）

###### 第9款 終結決定後の償還方法の変更、償還の猶予及び償還の免除並びにみなし消滅（第64条－第68条）

###### 第10款 不服申立て及び再審査（第69条－第70条の8）

###### 第11款 更正決定（第70条の9）

###### 第12款 平成23年東日本大震災の被災者への対応に関する特則 (第70条の10・第70条の11)

#### 第3節 国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務並びにその附

## 附帯業務の方法

- 第1款 通則（第71条）
- 第2款 弁護士との契約に関する事項（第72条）
- 第3款 国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項（第73条－第74条の2）
- 第4款 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項（第75条）
- 第5款 支援法第39条第4項、第39条の2第3項及び第39条の3第3項に規定する協力に関する事項（第76条－第76条の3）
- 第6款 支援法第39条第5項に規定する訴訟費用の見込額の通知に関する事項（第77条）
- 第7款 支援法第43条第1号に掲げる勘定の管理に関する事項（第78条）
- 第4節 司法過疎地等における法律事務の取扱いに関する業務及びその附帯業務の方法（第79条）
- 第5節 犯罪被害者等支援業務及びその附帯業務の方法（第80条）
- 第6節 被害者参加旅費等支給業務及びその附帯業務の方法（第80条の2－第80条の5）
- 第7節 関係機関との連携の確保（第81条）
- 第8節 講習又は研修の実施業務及びその附帯業務の方法（第82条）
- 第3章 支援法第30条第2項の業務の方法（第83条・第83条の2）
- 第3章の2 震災法律援助業務の方法
  - 第1節 通則（第83条の3－第83条の5）
  - 第2節 震災代理援助及び震災書類作成援助（第83条の6－第83条の8）
  - 第3節 震災法律相談援助（第83条の9－第83条の11）
  - 第4節 震災法律援助の申込み（第83条の12・第83条の13）
  - 第5節 震災法律援助の審査等（第83条の14－第83条の18）
  - 第6節 震災個別契約等（第83条の19－第83条の26）
  - 第7節 震災法律援助の終結（第83条の27－第83条の29）
  - 第8節 不服申立て（第83条の30）
  - 第9節 民事法律扶助の規定の準用（第83条の31）
- 第4章 業務委託（第84条）

第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第85条）

第6章 雜則（第86条）

附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第34条第1項の規定及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号。以下「震災特例法」という。）に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務運営の基本方針）

第2条 センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して、その業務の迅速、適切かつ効果的な運営を図る。

### （事務所）

第3条 センターは、主たる事務所（以下「本部事務所」という。）を東京都に置く。

2 センターは、本部事務所のほか、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和22年法律第63号）別表第二表に規定する地方裁判所の所在地に、当該地方裁判所の管轄区域における業務（当該地方裁判所の管轄区域における業務以外の業務で、センターが別に定めるものを含む。）を担当する事務所として地方事務所を置く。

3 センターは、前二項に規定するもののほか、必要な地に、地方事務所の支部又は出張所その他の事務所を置くことができる。

## 第2章 支援法第30条第1項の業務の方法

### 第1節 情報提供業務及びその附帯業務の方法

#### (情報提供業務)

第4条 センターは、支援法第30条第1項第1号の規定により、次の各号に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する業務を行う。

- 一 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの
- 二 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの
- 2 センターは、コールセンター等を設置し、全国の利用者に対する電話等による情報提供を行う。

### 第2節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法

#### 第1款 通則

#### (定義)

第5条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 代理援助 次に掲げる援助をいう。
  - ア 裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続（以下「民事裁判等手続」という。）の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
  - イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「代理援助負担金」という。）をセンターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等（センターとの間で、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うこと

とについて契約をしている弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者をいう。以下同じ。) にアの代理人が行う事務を取り扱わせること。

二 書類作成援助 次に掲げる援助をいう。

ア 弁護士法(昭和24年法律第205号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し、民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額(以下「書類作成援助負担金」という。)をセンターに支払うことと約した者のため、適当な契約弁護士等にアに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

三 法律相談援助 弁護士法その他の法律により法律相談を行うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施することをいう。

四 附帯援助 前三号に掲げる援助に附帯する援助(第1号に附帯する民事保全手続における立担保を含む。)を行うことをいう。

五 弁護士・司法書士等 弁護士、弁護士法人、司法書士及び司法書士法人をいう。

六 指定相談場所 理事長が別に定める基準により地方事務所長が指定した法律相談援助を行う場所をいう。

七 センター相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、センターの事務所又は指定相談場所において、法律相談援助を実施することについての契約をいう。

八 センター相談登録弁護士 センターとの間でセンター相談登録契約を締結した弁護士及び弁護士法人をいう。

九 センター相談登録司法書士 センターとの間でセンター相談登録契約を締結した司法書士及び司法書士法人をいう。

十 事務所相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、当該弁護士・司法書士等の事務所で法律相談援助を実施することについての契約をいう。

十一 事務所相談登録弁護士 センターとの間で事務所相談登録契約を締

結した弁護士及び弁護士法人をいう。

十二 事務所相談登録司法書士 センターとの間で事務所相談登録契約を締結した司法書士及び司法書士法人をいう。

十三 法律相談担当者 センター相談登録弁護士、センター相談登録司法書士、事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士をいう。

十四 受任予定者契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する代理援助を実施することについての契約をいう。

十五 受任予定者 センターとの間で受任予定者契約を締結している弁護士・司法書士等をいう。

十六 受任者 代理援助に係る案件を受任した弁護士・司法書士等をいう。

十七 受託予定者契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する書類作成援助を実施することについての契約をいう。

十八 受託予定者 センターとの間で受託予定者契約を締結している弁護士・司法書士等をいう。

十九 受託者 書類作成援助に係る案件を受託した弁護士・司法書士等をいう。

二十 申込者 第1号から第3号までのいずれかの援助の申込みをした者をいう。

二十一 被援助者 第1号から第3号までのいずれかの援助を受けた者をいう。

二十二 受任者等 受任者及び受託者をいう。

(本部法律扶助審査委員)

第6条 センターは、第70条の3第1項に規定する審査に関し、本部事務所に本部法律扶助審査委員（以下「本部扶助審査委員」という。）を置く。

2 理事長は、法律と裁判に精通している者の中から、本部扶助審査委員を選任し、その中から本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員長を指名する。

3 本部扶助審査委員長は、本部扶助審査委員の業務を統括する。本部扶助審査副委員長は、本部扶助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 本部扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、任期の満了前に退任した本部扶助審査委員の補欠として選任された本部扶助審査委員の任期は、退任した本部扶助審査委員の任期の満了する時までとする。

- 5 本部扶助審査委員は、再任されることができる。
- 6 本部扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に定める。

(地方事務所法律扶助審査委員)

第7条 センターは、第26条第8項から第10項まで、第30条第1項、第33条第1項及び第3項、第49条の2、第50条第3項、第51条第2項、第52条第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項及び第2項、第63条の3第1項並びに第69条の3第1項に規定する審査に関し、地方事務所に地方事務所法律扶助審査委員（以下「地方扶助審査委員」という。）を置く。

- 2 地方事務所長は、法律と裁判に精通している者の中から、地方扶助審査委員を選任し、その中から地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長を指名する。
- 3 地方扶助審査委員長は、地方扶助審査委員の業務を統括する。地方扶助審査副委員長は、地方扶助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 地方扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、任期の満了前に退任した地方扶助審査委員の補欠として選任された地方扶助審査委員の任期は、退任した地方扶助審査委員の任期の満了する時までとする。
- 5 地方扶助審査委員は、再任されることができる。
- 6 地方扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に定める。

## 第2款 代理援助及び書類作成援助

(方法及び対象)

第8条 代理援助は、次の各号に掲げる方法とし、それぞれ当該各号に定める手続を対象とする。

- 一 裁判代理援助 民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件及び行政事件に関する手続
- 二 裁判前代理援助 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で、これにより迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情

などにより弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認められるもの

2 書類作成援助は、前項第1号に定める手続を対象とする。

(援助要件)

第9条 代理援助及び書類作成援助は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

- 一 申込者が、別表1の代理援助及び書類作成援助資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- 二 勝訴の見込みがないとはいえないこと。
- 三 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(代理援助及び書類作成援助資力基準の基本的考え方)

第10条 代理援助及び書類作成援助資力基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）における保護の基準を踏まえるとともに、一般的な勤労世帯の所得水準及び各地域における物価水準等を考慮したものとし、申込者の家賃、住宅ローン、医療費その他やむを得ない出費等資力にかかる個別の事情をも考慮し得るものとして定める。

(立替費用)

第11条 センターが、援助を行う案件（以下「援助案件」という。）について立て替える費用（以下「立替費用」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 代理援助又は書類作成援助に係る報酬
  - 二 代理援助又は書類作成援助に係る実費
  - 三 保証金
  - 四 その他附帯援助に要する費用
- 2 前項第1号に掲げる代理援助に係る報酬については、着手金と報酬金をその内容とする。

(報酬及び実費の立替基準)

第12条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる報酬及び実費の立替えは、次の各号に掲げる事項を踏まえて別表3に定める基準（以下「立替基準」という。）による。

- 一 被援助者に著しい負担になるようなものでないこと。
- 二 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと。

三 援助案件の特性や難易を考慮したものであること。

(代理援助負担金等)

第13条 代理援助負担金の決定、支払及び免除については、代理援助に係る報酬及び実費の立替えの決定並びに立替金の償還及びその免除に関する規定を準用する。

2 書類作成援助負担金の決定、支払及び免除については、書類作成援助の報酬及び実費の立替えの決定並びに立替金の償還及びその免除に関する規定を準用する。

### 第3款 法律相談援助

(対象)

第14条 法律相談援助の対象は、民事、家事又は行政に関する案件とする。

(援助要件)

第15条 法律相談援助は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

- 一 申込者が、別表2の法律相談援助資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- 二 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(法律相談援助資力基準の基本的考え方)

第15条の2 法律相談援助資力基準は、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した上で、第10条に規定するところにより定める。

(援助内容)

第16条 法律相談援助の援助内容は、弁護士・司法書士等による口頭による法的助言とし、これに要する費用については、被援助者に負担させない。

- 2 同一申込者に対する法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする。
- 3 前項の限度を超える法律相談援助の申込みの拒絶は、地方事務所長が行う。
- 4 第2項の限度を超える法律相談援助の申込みを地方事務所長が拒絶したときは、これに対し、不服申立てをすることができない。

(法律相談援助に付随する援助)

第17条 法律相談担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、その援助の

実施に当たり、案件の内容、被援助者の意向その他の事情を考慮し、紛争の迅速かつ適正な解決に資すると認めるときは、簡易な法的文書を作成し、被援助者に交付することができる。この場合において、センターは、理事長が別に定める基準により、これに要する費用の一部の支払を被援助者に求めることができる。

(法律相談援助の実施場所)

第18条 センターは、センターの事務所及び指定相談場所並びに事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士の事務所において、法律相談援助を実施する。

2 センターは、申込者が高齢者若しくは障害者であること又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により前項に規定する相談場所に赴くことが困難な場合は、申込者の居住場所その他適宜の場所において、法律相談援助を実施することができる。

(センター相談登録弁護士・センター相談登録司法書士)

第19条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等とセンター相談登録契約を締結する。

2 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し、センター相談登録弁護士及びセンター相談登録司法書士を確保するための協力を求める。

3 センター相談登録弁護士及びセンター相談登録司法書士は、自らが法律相談援助を行った案件につき第29条第1項第1号に定める決定があったときは、受任者等となるよう努める。ただし、当該センター相談登録弁護士又はセンター相談登録司法書士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない。

4 センター相談登録契約の期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。

(事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士)

第20条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と事務所相談登録契約を締結する。

2 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し、事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士を確保するための協力を求める。

3 センターは、センターの事務所所在地から遠距離の地域に事務所を置く弁護士・司法書士等と事務所相談登録契約を締結するよう努める。

- 4 事務所相談登録契約の期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。
- 5 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、理事長が別に定める指定マークを自己の事務所に表示する。
- 6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行う。
- 7 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、申込者に対し、相談日時その他の条件を指定することができる。
- 8 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、自らが法律相談援助を行った案件につき第29条第1項第1号に定める決定があったときは、受任者等となるよう努める。ただし、当該事務所相談登録弁護士又は事務所相談登録司法書士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない。

(法律相談援助の拒絶又は中止)

第21条 地方事務所長又は法律相談担当者は、申込者が前条第7項の規定による相談日時その他の条件の指定に応じないときその他申込者に不適切な行為のあるときは、法律相談援助を拒絶し又は中止することができる。

- 2 前項の規定による拒絶又は中止に対しては、不服申立てをすることができない。

(法律相談票の作成)

第22条 法律相談担当者は、法律相談援助を行ったときは、法律相談の概要を記載した書面（以下「法律相談票」という。）を作成し、地方事務所長に提出しなければならない。

(法律相談費の支払)

第23条 センターは、法律相談援助の実施に携わった法律相談担当者に対し、理事長が別に定める基準により法律相談費を支払う。

#### 第4款 援助の申込み

(申込みの場所)

第24条 援助の申込みをする者は、その申込みをセンターの事務所、指定相談場所又は事務所相談登録弁護士若しくは事務所相談登録司法書士の事

務所において行う。

(申込手続)

第25条 前条の申込みをする者は、所定の申込書（以下「援助申込書」という。）に、住所、氏名、職業、収入、資産及び家族並びに事件の相手方がいる場合にあっては相手方の住所及び氏名その他必要な事項を記入し、提出しなければならない。

- 2 地方事務所長又は法律相談担当者は、援助の申込者が外国人であるときは、在留カード又はこれに代わる書面を提示させるなどして在留資格を確認しなければならない。
- 3 次条第6項本文に規定する場合又は同条第9項若しくは同条第10項に規定するところにより地方事務所長が法律相談援助を省略して同条第8項に規定する審査に付する場合には、申込者は、援助申込書に、家族の同居、別居の別その他必要な事項を追加して記入しなければならない。

(法律相談援助から審査に至る手続等)

第26条 地方事務所長又は法律相談担当者は、第24条に規定する申込みを受けたときは、速やかに、その案件（以下「申込案件」という。）が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当しているか否かを確認する。

- 2 地方事務所長は、申込案件が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせる。
- 3 法律相談担当者は、申込案件が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談援助を行う。
- 4 地方事務所長又は法律相談担当者は、申込案件が、第15条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないときは、法律相談援助を拒絶する。
- 5 前項の規定による拒絶に対しては、不服申立てをすることができない。
- 6 法律相談担当者は、第3項に規定する法律相談援助を実施した場合において、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、申込案件の概要を記載した調書（以下「事件調書」という。）を作成しなければならない。ただし、法律相談票がある場合には、これをもって事件調書に代えることができる。
- 7 法律相談担当者は、事件調書を作成したときは、申込者から提出を受けた書面と併せてこれを地方事務所長に提出しなければならない。
- 8 地方事務所長は、援助申込書及び事件調書の提出を受けたときは、速やかに、申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する。

9 地方事務所長は、援助申込書その他の資料により、第29条第1項各号に定める決定をするのに熟していると認めるときは、第2項に規定する法律相談援助を省略し、申込案件を前項の審査に付することができる。

10 地方事務所長は、弁護士・司法書士等が第29条第1項第1号に定める決定を条件に代理援助の受任又は書類作成援助の受託を承諾している案件（以下「持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から事件調書の提出があった場合には、第1項に規定する手続及び第2項又は第3項に規定する法律相談援助を省略し、第8項の審査に付することができる。

11 地方事務所長は、申込案件が既に代理援助又は書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であって、申込者が当該案件に関連する他の民事裁判等手続について代理援助又は書類作成援助を希望している場合には、第46条第2項に規定する中間報告書若しくは同条第4項に規定する終結報告書又は第47条第1項に規定する報告書の提出をもって当該代理援助又は書類作成援助の申込みがあったものとみなすことができる。

（申込みの取下げ）

第27条 申込者は、第29条第1項第1号に定める決定がされるまで、書面又は口頭により、代理援助又は書類作成援助の申込みを取り下げることができる。

2 地方事務所長は、申込者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

- 一 事件調書の作成に協力しないとき。
- 二 提出を求めた書類を提出しないとき。
- 三 その他申込案件の審査に協力しないとき。

## 第5款 代理援助及び書類作成援助の審査

（審査の方法）

第28条 地方事務所長は、第26条第8項から第10項まで、第30条第1項、第33条第1項及び第3項、第49条の2、第50条第3項、第51条第2項、第52条第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項及び第2項、第63条の3第1項に規定する審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員を2名指名する。

- 2 地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、同時廃止決定が見込める破産事件、敗訴その他の理由により報酬金決定が伴わない終結事件、10万円以下の追加費用の支出その他理事長が別に定める簡易な案件のときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を指名して審査に付することができる。
- 3 地方事務所長は、第1項に規定する審査において担当審査委員の判断が分かれたときは、速やかに、地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を追加して指名し、審査に加える。
- 4 前項の審査は、担当審査委員の過半数をもって決する。

#### 第6款 援助開始に関する決定等

##### (申込みに対する決定)

- 第29条 地方事務所長は、第26条第8項から第10項までの規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定をする。
- 一 第9条各号に掲げる要件のいずれにも該当するとき 援助を開始する決定（以下「援助開始決定」という。）
  - 二 第9条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないとき 援助を不開始とする決定（以下「援助不開始決定」という。）
- 2 援助開始決定においては、裁判代理援助、裁判前代理援助又は書類作成援助のうち、いずれか相当な援助方法を定める。
  - 3 援助開始決定においては、必要に応じて、附帯援助の方法を定め、又は条件を付することができる。
  - 4 地方事務所長は、援助開始決定をしたときは、申込者に決定を通知し、援助不開始決定をしたときは、申込者に決定及びその理由を通知する。

##### (援助開始決定で定める事項等)

- 第30条 地方事務所長は、援助開始決定をするときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次の各号に掲げる事項を定める。
- 一 立替費用の種類及び額又は限度
  - 二 被援助者が負担する実費（附帯援助に係る費用を含む。）の額
  - 三 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第82条第1項の訴訟上の救助の決定を求める申立ての要否

#### 四 事件終結までの立替金の償還方法

#### 五 次条第1項の規定により償還を猶予する場合はその旨

#### 六 その他の援助の条件

- 2 前項第1号に掲げる事項は、立替基準により定める。
- 3 第1項第4号に規定する立替金の償還方法は、援助開始決定後、地方事務所長が指定した金額を、毎月、自動払込手続その他の方法により割賦で支払う方式（以下「割賦償還」という。）とする。
- 4 地方事務所長は、援助開始決定において第1項第4号に掲げる事項を定めるに当たっては、被援助者の生活状況を聴取する。  
(援助開始決定における事件進行中の償還の猶予)

第31条 地方事務所長は、被援助者から償還の猶予を求める申請を受け、被援助者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、援助開始決定において、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる。

- 一 生活保護法による保護を受けているとき。
  - 二 前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難であるとき。
- 2 地方事務所長は、前項の申請を受けた場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その申請の全部又は一部を認めないと認めた旨の決定をしなければならない。
    - 一 前項に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
    - 二 前項に掲げる要件に該当すると認められる場合であっても、償還を猶予することが相当ないと認めるとき。

(特例による援助不開始決定)

第32条 地方事務所長は、地方扶助審査委員が申込案件について第9条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると判断した場合であっても、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、援助不開始決定をすることができる。

- 一 外国において事件の処理を必要とするとき。
  - 二 著しく特殊又は専門的な能力を必要とするとき。
  - 三 その他援助することが著しく困難であるとき。
- 2 地方事務所長は、前項各号に掲げる場合のほか、センターの財務状況その他の事情を勘案し、理事長が別に定める基準により、援助不開始決定をすることができる。

- 3 地方事務所長が、前二項の規定により決定をするときは、あらかじめ、地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない。
- 4 地方事務所長が第1項又は第2項の規定により援助不開始決定をしたときは、申込者に決定及びその理由を通知する。

(援助開始決定又はその後の決定内容の変更)

第33条 地方事務所長は、事件進行中に、被援助者又は受任者等から、援助開始決定又はその後の決定において定めた事項（立替金の償還方法及び償還の猶予を除く。）の変更を求める申請を受けた場合において、その申請の全部又は一部を相当と認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する決定をすることができる。

- 2 地方事務所長は、前項の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めないとときは、その申請を認めないとする旨の決定をしなければならない。
- 3 地方事務所長は、事件進行中に、援助開始決定又はその後の決定において定めた事項（立替金の償還方法及び償還の猶予を除く。）の全部又は一部を変更することが相当と認めるときは、職権で、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する決定をすることができる。
- 4 地方事務所長は、第1項又は前項の規定により援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する決定をした場合において、第30条第1項第1号又は第2号に掲げる額を減額するときは、当該決定に併せて、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を定めることができる。この場合において、被援助者は、その限度で立替金の償還を免れる。
- 5 地方事務所長は、被援助者から申請を受けた場合を除き、第1項から第4項までの決定をするに当たっては、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- 6 第1項又は第3項の規定により、第30条第1項第1号に掲げる事項を変更する決定をするときは、立替基準による。

(援助開始決定後の事件進行中の償還方法の変更及び償還の猶予)

第34条 地方事務所長は、事件進行中に、被援助者から、援助開始決定又はその後の決定において定めた立替金の償還方法の変更を求める申請を受けた場合において、その申請の全部又は一部を相当と認めるときは、立替

金の償還方法の変更を決定することができる。

- 2 地方事務所長は、前項の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めないとときは、その申請を認めないと旨の決定をしなければならない。
- 3 地方事務所長は、事件進行中に、被援助者から、援助開始決定又はその後の決定において定めた立替金の償還の猶予を求める申請を受けた場合において、被援助者が第31条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予する決定をすることができる。
- 4 地方事務所長は、前項の申請を受けた場合において、第31条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その申請の全部又は一部を認めないと旨の決定をしなければならない。

(資料等の提出)

第35条 地方事務所長は、必要があると認めるときは、申込者又は被援助者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(調査)

第36条 地方事務所長は、次の各号に掲げる決定の判断に必要な事項について調査をする必要があると認めるときは、法律構成若しくは事実関係その他の事項の調査又は鑑定を適正かつ確実に遂行できる知識及び能力を有する者に、調査又は鑑定を委嘱することができる。

- 一 援助開始決定
  - 二 援助不開始決定
  - 三 第40条第1項に規定する取消しの決定
- 2 前項の調査又は鑑定の委嘱を受けた者は、その結果を書面で地方事務所長に報告する。
  - 3 地方事務所長は、前項の書面による報告を受けたときは、理事長が別に定める基準により、当該調査又は鑑定の費用を支出する。

(援助の条件等の遵守)

第37条 被援助者は、援助開始決定又はその後の決定で定められた立替金の償還方法、資料の追完その他の援助の条件を遵守しなければならない。

- 2 被援助者は、援助開始決定又はその後の決定で立替金の割賦償還について定められたときは、その決定後1か月以内に、自動払込手続その他理事長が別に定める手続を行わなければならない。
- 3 被援助者は、氏名又は住所その他援助申込書に記載した事項について変

更があったときは、速やかに、変更内容を地方事務所長に届け出なければならぬ。

## 第7款 個別契約等

(代理援助の受任者となるべき者の選任)

第38条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と受任予定者契約を締結する。

- 2 地方事務所長は、代理援助の援助開始決定をしたときは、当該決定に係る案件の法律相談援助を担当した法律相談担当者を受任者となるべき者として選任する。この場合において、当該法律相談担当者が受任予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、受任者となるべき者として選任する。
- 3 地方事務所長は、前項に規定する法律相談担当者を受任者となるべき者として選任できないとき又は受任者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、受任予定者の中から受任者となるべき者を選任する。
- 4 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し、受任予定者を確保するための協力を求める。
- 5 受任予定者契約の契約期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。
- 6 地方事務所長は、持込案件については、当該案件の受任を承諾した弁護士・司法書士等が受任予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を受任者となるべき者として選任することができる。
- 7 地方事務所長は、第2項、第3項又は第6項の規定により受任者となるべき者を選任したときは、当該受任者となるべき者にその旨を通知する。

(書類作成援助の受託者となるべき者の選任)

第39条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と受託予定者契約を締結する。

- 2 地方事務所長は、書類作成援助の援助開始決定をしたときは、前項の受託予定者の中から受託者となるべき者を選任する。受託者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときも同様とする。
- 3 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し、受託予定者を確保するた

めの協力を求める。

- 4 受託予定者契約の契約期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。
- 5 地方事務所長は、持込案件については、当該案件の受託を承諾した弁護士・司法書士等が受託予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を受託者となるべき者として選任することができる。
- 6 地方事務所長は、第2項又は第5項の規定により受託者となるべき者を選任したときは、当該受託者となるべき者にその旨を通知する。

（援助開始決定の取消し）

第40条 地方事務所長は、前二条に規定する手続によっても受任者等となるべき者を選任することができないとき又は援助案件につき第9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったときは、決定により、援助開始決定を取り消すことができる。

- 2 地方事務所長は、前項の規定により援助開始決定を取り消す決定をしようとするときは、あらかじめ、地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定により援助開始決定を取り消す決定をする場合には、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を定めることができる。この場合、被援助者は、その限度で立替金の償還を免れる。

（援助案件の移送）

第41条 地方事務所長は、援助案件が他の地方事務所において処理することが適当であると認めるときは、決定により、当該地方事務所に援助案件を移送することができる。

- 2 前項の移送の手続については、理事長が別に定める。

（個別契約）

第42条 受任者等となるべき者は、第38条第7項又は第39条第6項の通知を受けたときは、速やかに、センター、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「個別契約」という。）を締結するよう協力しなければならない。ただし、当該案件を受任し又は受託することができない特別な事情があり、直ちに地方事務所長にその旨を通知した場合は、この限りでない。

(保証金等)

第43条 センターは、代理援助事件について、保証金又は予納金を立替支出するときは、受任者を介して納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、あらかじめ理事長が定めた種類の保証金又は予納金については、直接に納付しなければならない。

3 民事保全手続における支払保証委託契約は、センターの指定する金融機関とセンターとの間で締結する。

(訴訟上の救助の決定を求める申立て)

第44条 受任者等は、援助案件の開始決定又はその後の決定で訴訟上の救助の決定を求める必要があると定められたときは、訴訟上の救助の決定を求める申立てをしなければならない。

(金銭の立替え・受領の禁止)

第45条 受任者等は、事件の処理に関し、被援助者のために金銭を立て替え又は被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、受任者等が地方事務所長の承認を得た場合は、この限りでない。

(受任者による着手、中間及び終結の報告)

第46条 受任者は、速やかに、援助案件の処理に着手し、3か月以内に、地方事務所長に対し、訴状、答弁書、調停申立書、仮差押又は仮処分の決定書、納付書、保管金受領書その他事件処理の着手を証する書面の写しを添付した着手報告書を提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 受任者は、事件進行中において、援助案件に関連し、別に訴えの提起その他の手続が必要になったときは、地方事務所長に対し、その理由を付した中間報告書を提出しなければならない。

3 地方事務所長は、援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めたときは、受任者に対し、事件の進行状況に関する報告書の提出を求めることができる。

4 受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに、地方事務所長に対し、判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を提出しなければならない。

(受託者による作成終了等の報告)

第47条 受託者は、速やかに、訴状、答弁書、準備書面その他の援助開始決定を受けた書類作成を行い、地方事務所長に対し、その写しを添付した報告書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し、和解、調停の成立その他の理由により終了したときは、速やかに、地方事務所長に対し、判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、被援助者が判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを受託者に交付しない場合には、地方事務所長に対し、その旨を記載した終結報告書を提出しなければならない。

(金銭の取立て)

第48条 受任者は、事件の相手方その他事件の関係者（以下「相手方等」という。）から受け取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかに、これを取り立てなければならない。

- 2 受任者は、被援助者が事件の相手方等から受け取るべき金銭につき、その受領方法に関する約定をするときは、特別の事情がない限り、受任者を受領者としなければならない。

(受領金銭)

第49条 受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、速やかに、地方事務所長にその事実を書面で報告しなければならない。

- 2 地方事務所長は、必要があると認めるときは、受任者に対し、前項の規定により受領した金銭の全部又は一部を地方事務所長に引き渡すよう求めることができる。
- 3 地方事務所長は、第56条第1項及び第2項に規定する終結決定があつたときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を精算して、残金を被援助者に交付し又は受任者をしてこれを交付させる。ただし、必要と認める事情があるときは、その決定の前であっても、被援助者に対し、受領金銭の一部を交付し又は受任者をしてこれを交付させることができる。

(中間報酬金)

第49条の2 地方事務所長は、受任者から前条第1項の報告がされたときは、終結決定の前であっても、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断

に基づいて、事件に関し相手方等から受領した金銭に対応する報酬金の額及び支払方法を決定することができる。

(追加支出)

第50条 受任者等は、立替費用につき、援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、地方事務所長に追加費用の支出の申立てをすることができる。

- 2 受任者等は、前項に規定する申立てをするときは、疎明資料を添付して、追加費用支出申立書を提出してしなければならない。
- 3 地方事務所長は、第1項の申立てを受けた場合において、その申立ての全部又は一部を相当と認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、立替基準に従って、追加費用の支出について決定する。
- 4 地方事務所長は、前項の決定をするときは、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 地方事務所長は、第1項の申立てを受けた場合において、その申立てが次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その申立ての全部又は一部を認めないと認める決定をすることができる。
  - 一 立替基準に合致しないとき。
  - 二 その他相当ではないと認めるとき。

(辞任)

第51条 受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して辞任の申出をする。

- 2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。

(解任)

第52条 被援助者は、やむを得ない理由により受任者等を解任しようとするときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して、解任の申出をする。

- 2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、被援助者による受任者等の解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。

3 前項に規定する地方事務所長の承認がなければ、受任者等への解任の効力は生じない。

（個別契約の当然終了）

第53条 個別契約は、次の各号に掲げる事由によって終了する。

- 一 被援助者又は受任者等が死亡したとき。
- 二 受任者等が弁護士・司法書士等でなくなったとき。

2 前項第1号の規定にかかわらず、被援助者が死亡した場合において、個別契約の締結の前提となっている権利義務を相続により承継する者が確定し、当該承継者が終結決定前にセンターに引き続き援助を希望する旨の申出をし、かつ、当該承継者が第9条第1号に掲げる要件に該当すると地方事務所長が認めたときは、被援助者の有していた個別契約の地位は当該承継者に当然に承継されたものとみなす。

（個別契約の地方事務所長による解除）

第54条 地方事務所長は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができる。

- 一 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき。
  - 二 被援助者が、受任者等を解任したとき。
  - 三 受任者等が辞任したとき。
  - 四 受任者等が受任又は受託した案件について必要な対応を行わなかったとき。
  - 五 受任予定者契約又は受託予定者契約が解除されたとき（被援助者が同意していない場合を除く。）。
- 2 第38条第6項、第39条第5項及び第42条の規定は、第1項第3号に掲げる場合で、被援助者が後任の受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときについて準用する。

（解除等の後の処理）

第55条 地方事務所長は、前二条の規定により個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者（被援助者が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ。）及び受任者等に通知する。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない。

- 2 地方事務所長は、前二条の規定により個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次の各号に掲げる事項を決定する。ただし、次条第1項第2号又は第3号に基づき援助の終結決定をすべきときは、第2号に掲げる事項について決定することを要しない。
- 一 受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法
  - 二 第38条第3項又は第39条第2項の規定により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、センターが立て替える立替費用のうち、第11条第1項第1号及び第2号に掲げる報酬及び実費の額及び支払方法
- 3 前項第1号の規定により受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。
- 4 受任者は、前二条の規定により代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、前二条の規定により書類作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

## 第8款 援助の終結

### (終結決定)

- 第56条 地方事務所長は、次の各号に掲げる事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をする。
- 一 事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたとき。ただし、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ第58条第2項の規定により関連事件の終結決定又は第83条の27第1項の震災法律援助終結決定を待って報酬金の決定をすることとしたときは、この限りでない。
  - 二 援助を継続する必要がなくなったとき。
  - 三 受任者等が辞任し又は解任され、後任の受任者等の選任が困難なとき。
- 2 地方事務所長は、受任者等から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終結していることが明らかなとき又は第54条第1項の規定に

より個別契約を解除した場合で終結決定をすることを相当と認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をすることができる。

(終結決定時の審査・決定事項)

第57条 地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して次の各号に掲げる事項を決定し、立替金の総額を確定する。

- 一 報酬金の額、支払条件及び支払方法
  - 二 追加支出の額、支払条件及び支払方法
  - 三 援助終結後の立替金の償還方法（事件進行中の償還方法を継続する場合はその旨）
  - 四 第59条の2第1項の規定により立替金の償還を猶予する場合はその旨
  - 五 第59条の3第1項の規定により立替金の全部又は一部の償還を免除する場合はその旨
- 2 前項第1号に掲げる支払方法の決定に当たっては、被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益（以下「金銭等」という。）を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、地方事務所長は、報酬金の全部又は一部の立替えを決定することができる。

(報酬金を定める場合等の手続)

第58条 地方事務所長は、前条第1項第1号に掲げる報酬金の決定に当たっては、被援助者及び受任者の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 地方事務所長は、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合には、関連事件の終結決定又は第83条の27第1項の震災法律援助終結決定を待って報酬金の決定をすることができる。

(終結決定で援助終結後の立替金の償還方法を定める場合の手続)

第59条 地方事務所長は、終結決定において援助終結後の立替金の償還方法を定めるに当たっては、被援助者から生活状況を聴取するとともに、事件の相手方等からの金銭等の取得状況を確認する。

- 2 前項に規定する立替金の償還の方法は、割賦償還又は地方事務所長が指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式（以下「即

時償還」という。)とする。

- 3 割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。

(終結決定における償還の猶予)

第59条の2 地方事務所長は、被援助者から、立替金の償還の猶予を求める申請を受けた場合において、被援助者が即時償還又は割賦償還により償還をすることが著しく困難であると認めるときは、立替金の全部又は一部について、終結決定において、3年を超えない期間を定めて、償還の猶予を定めることができる。

- 2 被援助者は、前項の規定により償還の猶予を求める申請をするときは、地方事務所長に、所定の申請書を提出してしなければならない。
- 3 地方事務所長が第1項の規定により償還を猶予する場合においては、前条第1項の規定を準用する。
- 4 地方事務所長は、猶予期間が満了したときは、被援助者の資力その他の状況を勘案し、立替金の償還又はその猶予若しくは免除を決定する。
- 5 地方事務所長は、第1項の申請を受けた場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、終結決定において、その申請の全部又は一部を認めないと定めをしなければならない。
- 一 第1項に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
  - 二 第1項に掲げる要件に該当すると認められる場合であっても、償還を猶予することが相当でないと認めるとき。

(終結決定における償還の免除)

第59条の3 地方事務所長は、被援助者から、立替金の償還の免除を求める申請を受けた場合において、被援助者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、終結決定において、立替金の全部又は一部の償還の免除を定めることができる。ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を定めることができない。

- 一 生活保護法による保護を受けているとき。
- 二 前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわ

たってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき。

- 2 被援助者は、前項の規定により償還の免除を求める申請をするときは、地方事務所長に対し、所定の申請書及び償還の免除を相当とする理由を証する書面を提出してしなければならない。ただし、病気、障害その他やむを得ない事情がある場合には、申請書の提出については、理事長が別に定める方法によることができる。
- 3 地方事務所長が第1項の規定により償還を免除する場合においては、第59条第1項の規定を準用する。
- 4 地方事務所長は、第1項の申請を受けた場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、終結決定において、その申請の全部又は一部を認めないと定めをしなければならない。
  - 一 第1項に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
  - 二 第1項に掲げる要件に該当すると認められる場合であっても、償還を免除することが相当でないと認めるとき。
  - 三 理事長の承認を得られないとき。
- 5 地方事務所長は、第1項の決定をしたときは、被援助者に決定を通知し、前項の決定をしたときは、被援助者に決定及びその理由を通知する。

(相手方等から金銭等を得ている場合の償還等)

- 第60条 被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の額に満つるまで、立替金の償還に充てなければならない。
- 2 地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、当該被援助者に即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情があると認めるときは、当該償還に充てるべき金額を適宜減額することができる。ただし、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、当該償還に充てるべき金額は、被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の額の100分の25を下回ることはできない。

(督促等)

- 第61条 センターは、即時償還又は割賦償還の決定をした場合において、被援助者が償還をすべき期限までにその償還をしていないときは、遅滞なく督促を行う。

(担保)

- 第62条 地方事務所長は、被援助者が事件により金銭等を得た場合、立替

金の償還を確保するために被援助者に担保の提供を求めることができる。  
(保証金の返還等)

第63条 受任者は、終結決定その他の決定に当たり、立替金のうち保証金のある場合で立担保の必要がなくなったときは、速やかに、担保取消しの手続を行い、保証金及びその利息を返還しなければならない。

2 受任者は、終結決定その他の決定に当たり、支払保証委託契約により担保を立てている場合で、立担保の必要がなくなったときは、速やかに、支払保証委託契約原因消滅証明書を地方事務所長に提出しなければならない。

(資料の提出等)

第63条の2 終結決定をする場合においては、第35条の規定を準用する。  
(終結決定を変更する決定)

第63条の3 地方事務所長は、終結決定後において、被援助者に次の各号に掲げる事由があると認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、終結決定において定めた事項（第57条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部を変更することができる。

- 一 終結決定後において、新たに相手方等から金銭等を得たとき。
  - 二 終結決定後において、その決定前に相手方等から金銭等を得ていたことが発覚したとき。
- 2 第58条から第59条の3までの規定は、前項の決定をする場合に準用する。

#### 第9款 終結決定後の償還方法の変更、償還の猶予及び償還の免除並びにみなし消滅

(終結決定後の立替金の償還方法の変更及び償還の猶予)

第64条 地方事務所長は、援助終結後に、被援助者から、終結決定又はその後の決定で定めた立替金の償還方法の変更の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更を決定することができる。

2 地方事務所長は、被援助者から、終結決定又はその後の決定で定めた立替金の償還の猶予を求める申請を受けた場合において、被援助者が即時償還又は割賦償還により償還をすることが著しく困難であると認めるときは、立替金の全部又は一部について、3年を超えない期間を定めて、償還を猶予する決定をすることができる。

- 3 地方事務所長は、被援助者から申請を受け、被援助者に特別の事情があると認めるときは、前項に規定する猶予期間を延長する決定をすることができる。
- 4 被援助者が前三項の申請をする場合における申請の方法については、第59条の2第2項の規定を準用する。
- 5 第59条の2第5項の規定は、第1項から第3項までの申請があった場合について、これを準用する。

(終結決定後の償還の免除)

第65条 地方事務所長は、被援助者から、終結決定において定めた立替金の償還の免除を求める申請を受けた場合において、被援助者が第59条の3第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

- 2 被援助者が前項の規定により償還の免除を求める申請をする場合における申請の方法については、第59条の3第2項の規定を準用する。
- 3 第59条の3第4項の規定は、第1項の申請があった場合について、これを準用する。
- 4 地方事務所長は、第1項の決定をしたときは、被援助者に決定を通知し、前項の決定をしたときは、被援助者に決定及びその理由を通知する。

(被援助者所在不明等の償還の免除)

第66条 地方事務所長は、被援助者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。

- 一 被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められるとき。
- 二 被援助者が死亡したとき。
- 三 被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、

差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えると認められるとき。

四 当該立替金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

五 当該立替金の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められるとき。

(資料の提出等)

第67条 終結決定後に決定をする場合においては、第35条の規定を準用する。

(みなし消滅)

第68条 地方事務所長は、被援助者について、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、理事長の承認を得て、被援助者に対する当該立替金の全部又は一部が消滅したものとみなして整理することができる。

- 一 当該立替金につき消滅時効が完成し、かつ、被援助者においてその援用をする見込みがあること。
- 二 被援助者が破産法（平成16年法律第75号）第253条その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れたこと。

## 第10款 不服申立て及び再審査

(不服申立て)

第69条 申込者、被援助者及び受任者等（以下「利害関係者」という。）は、地方事務所長のした決定（ただし、第69条の7の規定による不服申立てに対する決定を除く。以下「原決定」という。）に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立ては、原決定の通知が到達した日から30日以内に、地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならない。
- 3 不服申立ては、原決定の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、地方事務所長は、必要があると認めるときは、不服申立てについての決定があるまで、原決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。
- 4 地方事務所長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその

旨を通知する。

(不服申立てがこの業務方法書に定めるところにより行われていない場合)

第69条の2 地方事務所長は、不服申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかにこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

(不服申立審査会の構成)

第69条の3 地方事務所長は、不服申立てがあった場合において、前条の規定によりこれを却下しないときは、原決定に関与していない3名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させて、当該不服申立てをその審査に付する。

- 2 不服申立審査会の委員のうち1名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする。ただし、地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長のいずれもが原決定に関与している場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により指名された地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長は、不服申立審査会の議事を主宰する。ただし、不服申立審査会の委員に地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。
- 4 地方事務所長は、第1項の規定により不服申立審査会の審査に付したときは、不服申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。
- 5 地方事務所長は、不服申立審査会に、原決定の理由となった事実を証する書類その他の物件を提出する。

(不服申立審査会による審理)

第69条の4 不服申立審査会の審理は、非公開とする。

- 2 不服申立審査会は、必要と認めるときは、利害関係者に出席を求めることができる。
- 3 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、地方事務所長に対し、不服申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第69条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、不服申立てと関連しないものは、この限りでない。

- 2 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項の規定により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。
- 3 地方事務所長は、第69条の7に定める決定をしたときは、提出者にこの条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を返還する。ただし、同決定に対し再審査の申立てがされた場合は、理事長にこれを送付する。

(不服申立審査会による決定)

第69条の6 不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、原決定を変更する旨の決定をするときは、当該不服申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 不服申立審査会の議事は、全委員の過半数をもって決する。
- 3 不服申立審査会の議事を主宰した委員は、速やかに、地方事務所長に当該不服申立審査会の決定及びその理由を報告する。

(不服申立審査会の決定に基づく地方事務所長の決定)

第69条の7 地方事務所長は、前条第1項の決定に基づき、不服申立てに対する決定（以下「不服申立てに対する決定」という。）を行い、利害関係者に同決定及びその理由を通知する。

- 2 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、自ら原決定を破棄して相当な決定を行う。
- 3 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てにつきこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う。

(再審査の申立て)

第70条 利害関係者は、不服申立てに対する決定に不服のある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができる。

- 2 前項の再審査の申立ては、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所長に再審査申立書を提出してしなければならない。
- 3 前項の再審査申立書の提出を受けた地方事務所長は、不服申立てに対する決定に関する一件記録とともに、理事長にこれを送付する。
- 4 再審査申立ては、不服申立てに対する決定（不服申立てを採用せず又は

これを却下する旨の決定の場合には原決定をも含む。以下この項において同じ。) の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、再審査申立てについての決定があるまで、不服申立てに対する決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。

- 5 理事長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

(再審査申立てがこの業務方法書に定めるところにより行われていない場合)

第70条の2 理事長は、再審査申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかにこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

(再審査委員会の構成)

第70条の3 理事長は、再審査申立てがあった場合において、前条の規定によりこれを却下しないときは、不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与していない3名の本部扶助審査委員を指名し、再審査委員会を構成させて、当該再審査申立てをその審査に付する。

- 2 再審査委員会の委員のうち1名は、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長とする。ただし、本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員長のいずれもが不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与している場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により指名された本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長は、再審査委員会の議事を主宰する。ただし、再審査委員会の委員に本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員長のいずれもが含まれないとときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。
- 4 理事長は、第1項の規定により再審査委員会の審査に付したときは、再審査申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。
- 5 理事長は、再審査委員会に、地方事務所長から送付された一件記録を提出する。

(再審査委員会による審理)

第70条の4 再審査委員会の審理は、非公開とする。

- 2 再審査委員会は、必要と認めるときは、利害関係者に出席を求めるこ

ができる。

- 3 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、理事長又は地方事務所長に対し、再審査申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第70条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、再審査申立てと関連しないものは、この限りでない。

- 2 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項の規定により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。
- 3 理事長は、第70条の7に定める決定（同条第2項の地方事務所長に差し戻す決定を除く。）をしたときは、速やかに、提出者に第1項の規定により提出された証拠書類又は証拠物を返還する。
- 4 理事長は、第70条の7第2項の規定により地方事務所長に差し戻す決定をしたときは、当該地方事務所長に前項の証拠書類又は証拠物を送付する。

(再審査委員会による決定)

第70条の6 再審査委員会は、再審査申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、不服申立てに対する決定を変更する旨の決定をするときは、再審査申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 再審査委員会の議事は、全委員の過半数をもって決する。
- 3 再審査委員会の議事を主宰した委員は、速やかに、理事長に当該再審査委員会の決定及びその理由を報告する。

(再審査委員会の決定に基づく理事長の決定)

第70条の7 理事長は、前条第1項の決定に基づき、再審査申立てに対する決定を行い、利害関係者に同決定及びその理由を通知する。

- 2 理事長は、再審査委員会が再審査申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻し、又は自ら相当な決定を行う。
- 3 理事長は、再審査委員会が再審査申立てにつきこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認める旨の決定をしたときは、これを却下

する旨の決定を行う。

(差し戻し決定後の手続)

第70条の8 地方事務所長は、前条の規定により不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻す旨の決定がなされたときは、第69条の3から第69条の6までに規定する手続（ただし、「原決定」とあるのは、「再審査の申立ての対象となった決定及びその基となった不服申立審査会の決定」と読み替える。）により、事案を再考し、相当な決定を行う。

2 前項の場合において、理事長が再審査申立てを相当と認める理由とした事実上及び法令上（業務方法書及びその下部規則を含む。）の判断は、地方事務所長及び不服申立審査会を拘束する。

### 第11款 更正決定

(更正決定)

第70条の9 地方事務所長は、自らがした決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、申請により又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 地方事務所長は、前項の決定をした場合には、速やかに利害関係者に同決定及びその理由を通知する。

3 前二項の規定は、理事長が第70条の7に定める決定をした場合について準用する。

### 第12款 平成23年東日本大震災の被災者への対応に関する特則

(平成23年東日本大震災の被災者に対する立替費用の特例)

第70条の10 平成23年東日本大震災の被災者に対する立替費用については、別表3の「1. 代理援助立替基準」（6）その他⑯自己破産事件の実費等の欄中の備考欄の1及び「2. 書類作成援助立替基準」（7）破産事件手続の実費の欄中の備考欄の1に「被援助者が生活保護法による保護を受けている場合」とあるのは、「被援助者が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波若しくは火災等によ

り、同日において住居の用に供していた所有建物若しくは賃借建物に半壊以上の損害を受け、当該損害について罹災証明書の発行を受けた場合、又は被援助者が、同地震に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定による指示により設定された警戒区域若しくは計画的避難区域内に、同日において、住居の用に供している建物を所有し若しくは賃借していた場合において、当該被援助者が裁判所に債務者として破産手続開始の決定を求める申立てをし、又は当該被援助者に係る民事再生手続が民事再生法（平成11年法律第225号）第250条第1項若しくは第2項の規定に基づき破産手続に移行したとき」とする。

（平成23年東日本大震災の被災者に対する償還の猶予の特例）

第70条の11 平成23年東日本大震災の被災者である被援助者に対しては、第31条1項、第34条第3項、第59条の2第1項、第63条の3第2項及び第64条第2項に規定するもののほか、次項及び第3項に定めるところにより、立替金の償還を猶予することができる。

2 地方事務所長は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波又は火災等により、同日において居住の用に供していた所有建物又は賃借建物に半壊以上の損害を受け、当該損害について罹災証明書の発行を受けた被援助者から、立替金の償還の猶予を求める申請があったときは、6か月以内の期間を定めて、援助開始決定若しくは終結決定において立替金の償還の猶予を定め、又は立替金の償還を猶予する決定をすることができる。

3 被援助者は、前項に規定する償還の猶予を求める申請をするときは、地方事務所長に対し、所定の申請書を提出してしなければならない。

### 第3節 国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務並びにその附帯業務の方法

#### 第1款 通則

（定義）

第71条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 國選弁護人契約弁護士 センターとの間で國選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 二 一般國選弁護人契約 センターが國選弁護人の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約をいう。
- 三 普通國選弁護人契約 一般國選弁護人契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。
- 四 一括國選弁護人契約 一般國選弁護人契約のうち、報酬及び費用が、その取り扱う複数の事件について一括して定められる契約をいう。
- 五 一般國選弁護人契約弁護士 センターとの間で一般國選弁護人契約を締結している弁護士をいう。
- 六 國選付添人契約弁護士 センターとの間で國選付添人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 七 一般國選付添人契約 センターが國選付添人の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約をいう。
- 八 一般國選付添人契約弁護士 センターとの間で一般國選付添人契約を締結している弁護士をいう。
- 九 國選弁護人等 國選弁護人又は國選付添人をいう。
- 十 國選弁護人等契約弁護士 國選弁護人契約弁護士又は國選付添人契約弁護士をいう。
- 十一 一般國選弁護人等契約 一般國選弁護人契約又は一般國選付添人契約をいう。
- 十二 一般國選弁護人等契約弁護士 一般國選弁護人契約弁護士又は一般國選付添人契約弁護士をいう。
- 十三 被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で國選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 十四 一般被害者参加弁護士契約 センターが國選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。
- 十五 一般被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で一般被害者参加弁護士契約を締結している弁護士をいう。
- 十六 勤務契約 センターが國選弁護人等又は國選被害者参加弁護士の事

務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与を受けて国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う契約をいう。

十七 勤務弁護士 センターとの間で勤務契約を締結している弁護士をいう。

十八 国選弁護人等候補指名通知請求 裁判所若しくは裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）がセンターに対して国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めることをいう。

十九 国選被害者参加弁護士候補指名通知請求 裁判所がセンターに対して国選被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることをいう。

二十 選定請求 被害者参加人（事件の手続への参加の申出を行い、未だ裁判所による参加の許可がされていない者を含む。以下同じ。）がセンターを経由して裁判所に対して国選被害者参加弁護士を選定するよう請求することをいう。

## 第2款 弁護士との契約に関する事項

（国選弁護人契約及び国選付添人契約並びに国選被害者参加弁護士契約の方法）

第72条 センターは、支援法第30条第1項第3号に掲げる業務を行うため、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて弁護士と契約を締結する。

2 センターは、弁護士と一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約を締結するときは、法務大臣の認可を受けた国選弁護人の事務に関する契約約款（以下「国選弁護人契約約款」という。）若しくは国選付添人の事務に関する契約約款（以下「国選付添人契約約款」といい、これらの約款を「国選弁護人等契約約款」という。）又は国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款（以下「被害者参加弁護士契約約款」という。）による。

3 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士から一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約の申込書及び添付書類の提出を受けることにより、一般国選弁護人等契約又

は一般被害者参加弁護士契約の申込みを受け付ける。

- 4 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書のとりまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付ける。
- 5 地方事務所は、前項に基づき、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会によるとりまとめを経ずにされた当該弁護士会の所属弁護士からの申込みについて、当該弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受理し、当該弁護士との契約締結について当該弁護士会に意見を求めた上で、申込みの諾否を判断する取扱いをする。
- 6 センターは、申込みが一般国選弁護人等契約若しくは一般被害者参加弁護士契約に定める要件を満たさないとき又は当該申込みをした者について国選弁護人等契約約款若しくは被害者参加弁護士契約約款に規定する契約締結障害事由があるときは、契約を締結しない。
- 7 センターは、申込みの諾否を決定するために必要があるときは、申込者の所属弁護士会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。
- 8 センターは、第3項の申込みを受け付けたときは、速やかに、諾否を決定して申込者に通知する。
- 9 センターは、弁護士と国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結したときは、遅滞なく、当該弁護士の氏名、事務所の所在地及び当該弁護士が締結している契約の種類（一般国選弁護人契約・一般国選付添人契約・一般被害者参加弁護士契約・勤務契約の別及び一般国選弁護人契約については普通国選弁護人契約・一括国選弁護人契約の別）を、選任又は選定に関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知する。
- 10 センターは、弁護士と国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて締結していた契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を、選任又は選定に関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知する。

### 第3款 国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及

## び裁判所に対する通知に関する事項

### (指名通知業務の遂行体制に関する事項)

第73条 センターは、国選弁護人等候補指名通知請求を受けたときに、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知するための体制及び国選被害者参加弁護士候補指名通知請求又は選定請求を受けたときに、遅滞なく、被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するための体制を整備する。

- 2 センターは、地方事務所において、国選弁護人等候補指名通知請求又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて、国選弁護人等契約弁護士又は被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所等に通知する業務（以下「指名通知業務」という。）を行う。
- 3 センターは、前項の規定にかかわらず、特定の地方事務所の休業日における当該地方事務所が行うべき国選弁護人等に係る指名通知業務を、他の地方事務所において行わせることができる。
- 4 地方事務所は、その所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内にある複数の事務所で指名通知業務を行うときは、裁判所と協議の上、国選弁護人等候補指名通知請求又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の候補を指名通知する裁判所等と、当該国選弁護人等候補指名通知請求又は当該国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは当該選定請求に係る指名通知業務を行う事務所との対応関係をあらかじめ定める。
- 5 地方事務所は、指名通知業務を円滑に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、選任又は選定に關係する裁判所、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士との間での連絡方法を定める。
- 6 地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、指名通知を行うための名簿（以下「指名通知用名簿」という。）を調製し、事務所に備え置く。
- 7 地方事務所は、当該地方事務所に対応する弁護士会から申出があるときは、弁護士会に指名通知用名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいて指名通知用名簿を調製する。

- 8 地方事務所は、指名通知用名簿を調製するときは、選任又は選定に關係する裁判所及び弁護士会と協議を行った上で、作成すべき名簿の種類、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の候補として指名する手順その他指名通知業務を迅速かつ確実に行うために必要な事項を定める。
- 9 地方事務所は、指名通知用名簿を調製した場合には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名通知の運用状況について、選任又は選定に關係する裁判所及び弁護士会と必要な協議を行う。

（国選弁護人等候補の指名通知の方法）

第74条 地方事務所は、国選弁護人等候補指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知する。

- 2 地方事務所は、一般国選弁護人等契約弁護士について指名通知業務を行う場合には、国選弁護人等契約約款に基づき、弁護士に国選弁護人等の候補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で国選弁護人等候補として指名し、国選弁護人等候補指名通知請求をした裁判所等に通知する。
- 3 地方事務所は、指名通知した国選弁護人等契約弁護士が支援法第39条第2項第2号に掲げる弁護士であるときは、国選弁護人等指名通知請求をした裁判所等に対し、その旨を通知する。
- 4 地方事務所は、当該地方事務所に対応する弁護士会に対し、指名通知の結果を通知する。

（国選被害者参加弁護士候補の指名通知の方法）

第74条の2 地方事務所は、選定請求を受けたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）第11条第2項の規定により提出を受けた書面（以下「提出書面」という。）を送付する。ただし、選定請求を受けた地方事務所が、当該選定請求に係る事件の係属する裁判所に対応する地方事務所（以下「対応地方事務所」という。）でないときは、対応地方事務所に対し、これを通知するとともに、提出書面を送付する。

- 2 地方事務所は、被害者参加人に対し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、提出書面の記載方法について助言を行うなど、被害者国選弁護制度の利用に関する情報及び資料を提供する。

- 3 対応地方事務所は、国選被害者参加弁護士候補指名通知請求又は選定請求を受けたときは、被害者参加人の意見を聴き、遅滞なく、被害者参加弁護士契約約款に基づき、一般被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の候補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する。ただし、犯罪被害者等保護法第13条第1項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、裁判所に対してその旨を通知し、指名通知をしないことができる。
- 4 対応地方事務所は、前項に規定する業務を行うに当たり、選定請求を受けた地方事務所その他の地方事務所の協力を求めることができる。
- 5 対応地方事務所は、指名通知した被害者参加弁護士契約弁護士が、支援法第39条の3第2項第2号に掲げる弁護士であるときは、裁判所に対し、その旨を通知する。
- 6 対応地方事務所は、国選被害者参加弁護士の候補として指名通知した被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会に対し、指名通知の結果を通知する。

#### 第4款 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項

##### (報酬及び費用の算定及び支払の方法)

第75条 センターは、第74条第1項に規定する通知に基づいて一般国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任され、その法律事務を取り扱ったとき、又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて裁判所に指名通知した一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定され、その法律事務を取り扱ったときは、国選弁護人等契約約款又は被害者参加弁護士契約約款に基づいて報酬及び費用を算定し、支払う。

- 2 地方事務所は、当該地方事務所が行った指名通知に基づいて国選弁護人等に選任された一般国選弁護人等契約弁護士又は国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士について、前項に規定する報酬及び費用の額を算定し、当該弁護士にその額を通知する。
- 3 前項の通知に係る額に対し、弁護士から不服の申立てがされたときは、地方事務所は、再度その額の算定を行い、額を訂正すべきときは訂正した

額を、それ以外のときは前項の通知に係る額を、当該弁護士に通知とともに、その額を一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に基づいて当該弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。

- 4 前項に規定する不服の申立てがされることなく一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に定める不服申立期間が経過したときは、地方事務所は、第2項の規定に基づいて算定した額を、それぞれの契約に基づいて一般国選弁護人等契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。
- 5 本部事務所は、第3項又は前項に規定する報告を受けたときは、一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に定めるところにより、一般国選弁護人等契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士に対して、当該報告に係る額を支払う。

#### 第5款 支援法第39条第4項、第39条の2第3項及び第39条の3第3項に規定する協力に関する事項

(支援法第39条第4項に規定する裁判所及び検察官に対する協力)

第76条 センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について、裁判所及び検察官に対し、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し必要な協力をを行う。

- 2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて国選弁護人が選任された事件について、裁判所から、訴訟費用の負担について判断するために必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、裁判所の求めに応じ、遅滞なく、訴訟費用の額の概算に関する資料を提供する。
- 3 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一括国選弁護人契約弁護士又は勤務弁護士が国選弁護人に選任された事件について、裁判所から、支援法第39条第2項第2号の規定に基づいて旅費、日当、宿泊料及び報酬の額を定めるために必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、遅滞なく、訴訟費用の額の概算に関する資料を提供する。
- 4 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて普通国選弁護人契

約弁護士が国選弁護人に選任された事件について、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定したときは、検察官からの求めに応じ、遅滞なく、前条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を検察官に通知する。

（支援法第39条の2第3項に規定する裁判所に対する協力）

第76条の2 センターは、国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された事件について、裁判所に対し、国選付添人に係る費用の額の算定に関し必要な協力を行う。

2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された事件について、費用の徴収を命ずる裁判が確定したときは、裁判所からの求めに応じ、遅滞なく、第75条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を裁判所に通知する。

（支援法第39条の3第3項に規定する裁判所に対する協力）

第76条の3 センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し必要な協力を行う。

2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、費用の徴収を命ずる裁判のために、裁判所から求めがあった場合は、遅滞なく、第75条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を裁判所に通知する。

## 第6款 支援法第39条第5項に規定する訴訟費用の見込額の通知に関する事項

（支援法第39条第5項に規定する被告人又は被疑者に対する訴訟費用の見込額の通知）

第77条 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて国選弁護人が選任された事件について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条の2の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがある場合には、遅滞なく、当該事件について普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されているときには、普通国

選弁護人契約に基づいて報酬及び費用を算定し、勤務弁護士又は一括国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されているときには、当該事件について普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されて法律事務を取り扱った場合における報酬及び費用を算定し、その算定額及び内訳を、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額として当該被告人又は被疑者に通知する。

#### 第7款 支援法第43条第1号に掲げる勘定の管理に関する事項

##### (国選弁護人確保業務等勘定の管理)

第78条 センターは、支援法第43条第1号に掲げる勘定として、同法第30条第1項第3号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理について国選弁護人確保業務等勘定を、これらの号に掲げる業務以外の業務に係る経理について一般勘定を設けて整理する。

#### 第4節 司法過疎地等における法律事務の取扱いに関する業務及びその附帯業務の方法

##### (司法過疎地業務)

第79条 センターは、支援法第30条第1項第4号の規定により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせる。

- 2 前項に規定する地域は、その地域で実働している弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者の数、周辺地域との交通状況、法律サービスの需要を考慮して理事長が定める。
- 3 第1項に規定する相当の対価の基準は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情を考慮して理事長が定める。

#### 第5節 犯罪被害者等支援業務及びその附帯業務の方法

##### (犯罪被害者等支援業務)

**第80条 センターは、支援法第30条第1項第5号の規定により、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の援助に関する次の各号に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する。**

- 一 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に関するもの
- 二 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの
- 2 センターは、前項に規定する業務を行う場合において、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために、日本弁護士連合会と協議をして、必要な措置を講ずるよう配慮する。
- 3 センターは、第1項に規定する業務を行う場合において、警察庁、日本弁護士連合会、被害者等の援助を行う団体その他関係機関・団体と十分に連携する。
- 4 センターは、第1項に規定する業務を行うに当たり、前項に規定する関係機関・団体と協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の援助に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

## 第6節 被害者参加旅費等支給業務及びその附帯業務の方法

### （被害者参加旅費等支給業務）

**第80条の2 センターは、支援法第30条第1項第6号の規定により、犯罪被害者等保護法第8条第1項に規定する法務大臣の権限に係る次の事務を行う。**

- 一 公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）を支給すること。
- 二 裁判所から、被害者参加人提出に係る被害者参加旅費等の請求書及びその算定に必要な資料の送付を受け、当該請求を受理すること。
- 三 被害者参加旅費等の支給に関し、裁判所に対して必要な協力を求める

こと。

2 センターは、犯罪被害者等保護法第6条第2項に基づき裁判所から送付される公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を受け取る。  
(被害者参加旅費等の算定及び支給等)

第80条の3 センターは、前条第1項第2号の規定による請求を受理したときは、速やかに、被害者参加旅費等の額を算定し、当該被害者参加人に對して支給する。

2 センターは、前条第1項第2号に規定する書類に不備があると認めるとときは、当該被害者参加人に補正を求めることができる。  
(被害者参加人に対する通知)

第80条の4 センターは、被害者参加旅費等を支給するに当たっては、当該被害者参加人に対し、その額を通知しなければならない。  
(事務の引継ぎ等)

第80条の5 センターは、犯罪被害者等保護法第8条第4項の規定により、法務大臣が第80条の2に掲げる事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は自ら行っている同条に掲げる事務の全部若しくは一部を行わないこととする場合には、法務大臣に対して同条に掲げる事務の引継ぎを行い、又は法務大臣から同条に掲げる事務の引継ぎを受けるとともに、理事長が別に定める事項を行う。

## 第7節 関係機関との連携の確保

(関係機関との連携)

第81条 センターは、支援法第30条第1項各号及び第2項並びに震災特例法の規定による業務を行うに当たり、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会、隣接法律専門職者団体、裁判外における法による紛争解決を行う者、犯罪被害者等の援助を行う団体、高齢者又は障害者の援助を行う団体その他関連機関との間における連携の確保及び強化を図る。

## 第8節 講習又は研修の実施業務及びその附帯業務の方法

(講習又は研修の実施)

第82条 センターは、支援法第30条第1項第8号の規定により、講習又

は研修を実施する。

2 センターは、第80条第1項に規定する業務の実施を通じてセンターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供するよう努める。

### 第3章 支援法第30条第2項の業務の方法

(日本弁護士連合会委託援助業務)

第83条 センターは、支援法第30条第2項の規定に基づき、別紙「日本弁護士連合会委託援助業務規程」に定める業務を行う。

(公益財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務)

第83条の2 センターは、支援法第30条第2項の規定に基づき、別紙「公益財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務規程」に定める業務を行う。

### 第3章の2 震災法律援助業務の方法

#### 第1節 通則

(震災法律援助業務)

第83条の3 センターは、震災特例法に基づき、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士・司法書士等のサービスを円滑に利用することができるよう、この章に規定する業務（以下「震災法律援助業務」という。）を行う。

2 震災法律援助業務の方法は、この章に定めるところによる。

(定義)

第83条の4 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
- 二 被災者 東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所、居所、営業

所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人をいう。

三 対象手続 次のアからウまでに掲げる手続をいう。

ア 民事裁判等手続及びそれに先立つ和解の交渉（イに掲げる手続によるものを除く。）

イ 裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）のうち、同法第5条に規定する法務大臣の認証を受けたもの及び適正かつ公正に紛争を解決することができるものとして理事長が別に定めるもの（同法第5条に規定する法務大臣の認証を受けたものを除く。）

ウ 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第3条第1項に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに相当する法令の規定による行政庁に対する不服の申立て

四 震災代理援助 次のア又はイに掲げる援助をいう。

ア 被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争を対象手続において解決しようとする場合の当該手続の準備及び追行のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「震災代理援助負担金」という。）をセンターに支払うことを約した者のため、適当な震災法律援助契約弁護士・司法書士等（センターとの間で第9号の震災法律援助契約をしている第8号の弁護士・司法書士等をいう。以下同じ。）にアの代理人が行う事務を取り扱わせること。

五 震災書類作成援助 次のア又はイに掲げる援助をいう。

ア 弁護士法、司法書士法その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができます者（以下アにおいて「書類作成人」という。）に対し、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係る対象手続の準備及び追行に必要な書類（書類作成人が他人の依頼を受け報酬を得てその作成を行うことを業とすることが法律により制限されている書類を除く。）の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な

実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「震災書類作成援助負担金」という。）をセンターに支払うことを約した者のため、適当な震災法律援助契約弁護士・司法書士等にアに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

六 震災法律相談援助 弁護士法、司法書士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による、被災者に対する法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施することをいう。

七 震災附帯援助 前三号の援助（以下「震災法律援助」という。）に附帯する援助（第4号に附帯する民事保全手続における立担保を含む。）を行うことをいう。

八 弁護士・司法書士等 弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者をいう。

九 震災法律援助契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、センターの震災法律援助業務に関し、弁護士・司法書士等が弁護士法、司法書士法その他の法律により報酬を得て取り扱うことのできる他人の法律事務を取り扱うことについての契約をいう。

十 震災法律援助申込者 震災法律援助のうちいずれかの援助の申込みをした者をいう。

十一 震災法律援助被援助者 震災法律援助のいずれかを受けた者をいう。

十二 震災法律援助受任者 震災代理援助に係る案件を受任した弁護士・司法書士等をいう。

十三 震災法律援助受託者 震災書類作成援助に係る案件を受託した弁護士・司法書士等をいう。

十四 震災法律援助受任者等 震災法律援助受任者及び震災法律援助受託者をいう。

（震災法律援助審査委員及び審査の手続）

第83条の5 センターは、震災代理援助及び震災書類作成援助（以下「震災代理援助等」という。）に係る審査に関し、震災法律援助審査委員を置く。

- 2 震災法律援助審査委員は、法律と裁判に精通している者の中から、理事長が任命する。
- 3 震災法律援助審査委員の任期、再任その他の事項は、別に定める。
- 4 震災法律援助審査委員による審査の手続は、別に定める。

## 第2節 震災代理援助及び震災書類作成援助

### (援助要件)

第83条の6 震災代理援助等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

- 一 震災法律援助申込者が被災者であり、かつ、申込みに係る対象手続の当事者であること。
- 二 申込みに係る対象手続によって解決しようとする紛争が、東日本大震災に起因するものであること。
- 三 勝訴の見込みがないとはいえないこと。
- 四 震災法律援助の趣旨に適すること。

### (立替費用)

第83条の7 センターが、震災法律援助を行う案件（以下「震災法律援助案件」という。）について立て替える費用の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 震災代理援助等に係る報酬
  - 二 震災代理援助等に係る実費
  - 三 保証金
  - 四 その他震災附帯援助に要する費用
- 2 前項第1号に掲げる震災代理援助に係る報酬については、着手金及び報酬金をその内容とする。

### (報酬及び実費の立替基準)

第83条の8 前条第1号の報酬及び同条第2号の実費の立替えは、次の各号に掲げる事項を踏まえて、別表4に定める基準（以下「震災立替基準」という。）による。

- 一 震災法律援助被援助者に著しい負担になるようなものでないこと。
- 二 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと。

### 三 震災法律援助案件の特性や難易を考慮したものであること。

#### 第3節 震災法律相談援助

##### (援助要件)

第83条の9 震災法律相談援助は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

- 一 震災法律援助申込者が被災者であること。
- 二 震災法律援助の趣旨に適すること。
- 2 センター又は震災法律相談援助の実施に携わった震災法律援助契約弁護士・司法書士等（以下「震災法律相談担当者」という。）は、申込案件が、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないときは、震災法律相談援助を拒絶する。
- 3 前項の規定による拒絶に対しては、不服申立てをすることができない。

##### (援助内容及び法律相談費の支払)

第83条の10 震災法律相談援助の援助内容は、震災法律援助契約弁護士・司法書士等による口頭による法的助言とする。

- 2 前項の口頭による法的助言は、音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法により行うこともできる。
- 3 同一震災法律援助申込者に対する震災法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする。
- 4 センターは、震災法律相談担当者に対し、別に定める基準により、法律相談費を支払う。
- 5 前項の法律相談費は、震災法律援助被援助者に負担させない。
- 6 第3項の限度を超える震災法律相談援助の申込みの拒絶は、センターが行う。
- 7 第3項の限度を超える震災法律相談援助の申込みをセンターが拒絶したときは、これに対し、不服申立てをすることができない。

##### (震災法律相談援助の実施場所)

第83条の11 センターは、センターの事務所及び震災法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所のほか、被災者及び被災地の実情に配慮してセンターが震災法律相談援助の実施場所として相当と認めた場所において、震災法律相談援助を実施することができる。

#### 第4節 震災法律援助の申込み

##### (申込み)

第83条の12　震災法律援助を利用しようとする者は、センターに対し、申込みをしなければならない。

##### (申込みの取下げ)

第83条の13　震災法律相談援助の震災法律援助申込者は、申込みに係る震災法律相談援助が実施されるまで、当該申込みを取り下げることができる。

- 2　震災代理援助等の震災法律援助申込者は、第83条の15第1項第1号に定める決定がされるまで、当該申込みを取り下げることができる。
- 3　センターは、震災代理援助等の震災法律援助申込者に次の各号に掲げりいずれかの事由があるときは、援助申込みの取下げがあったものとみなすことができる。
  - 一　申込み手続又は審査に必要な書類の作成に協力しないとき。
  - 二　提出を求めた書類を提出しないとき。
  - 三　前二号に定めるもののほか、審査に協力しないとき。

#### 第5節 震災法律援助の審査等

##### (申込みに対する審査)

第83条の14　センター又は震災法律相談担当者は、第83条の12に規定する申込みを受けたときは、速やかに、当該申込みに係る案件（以下「震災法律相談申込案件」という。）が第83条の9第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当しているか否かを確認するものとする。

- 2　センターは、震災法律相談申込案件が第83条の9第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、震災法律相談担当者に震災法律相談援助を行わせ、又は震災法律相談担当者が行った法律相談を震災法律相談援助として取り扱う。
- 3　センターは、震災代理援助等の申込みを受けたときは、震災法律援助審査委員の審査に付する。

(申込みに対する決定)

第83条の15 センターは、震災代理援助等の申込みに対して、前条第3項の審査をした上、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定をする。

- 一 第83条の6各号に掲げる要件のいずれにも該当するとき 援助を開始する決定（以下「震災法律援助開始決定」という。）
  - 二 第83条の6各号に掲げる要件のいずれかに該当しないとき 援助を不開始とする決定（以下「震災法律援助不開始決定」という。）
- 2 センターは、震災法律援助開始決定をしたときは、震災法律援助申込者に決定を通知し、震災法律援助不開始決定をしたときは、震災法律援助申込者に決定及びその理由を通知する。

(震災法律援助開始決定で定める事項等)

第83条の16 センターは、震災法律援助開始決定において、事件終結まで立替金の償還を猶予する旨及び次の各号に掲げる事項を定める。

- 一 立替費用の種類及び額又は限度
- 二 震災法律援助被援助者が負担する実費（震災附帯援助に係る費用を含む。）の額
- 三 民事訴訟法第82条第1項の訴訟上の救助の決定を求める申立ての要否
- 四 その他の援助の条件

- 2 震災法律援助受任者等は、震災法律援助案件が震災法律援助開始決定又は事件進行中のその他の決定で訴訟上の救助の決定を求める必要があると定められたときは、訴訟上の救助の決定を求める申立てをしなければならない。

(特例による震災法律援助不開始決定)

第83条の17 センターは、申込案件について第83条の6各号に掲げる要件のいずれにも該当すると判断される場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、震災法律援助不開始決定をすることができる。

- 一 外国において事件の処理を必要とするとき。
- 二 著しく特殊又は専門的な能力を必要とするとき。
- 三 震災法律援助受任者等となるべき者を選任することができないと

き。

四 その他援助することが著しく困難であるとき。

- 2 センターは、前項各号に掲げる場合のほか、センターの財務状況その他の事情を勘案し、別に定める基準により、震災法律援助不開始決定をすることができる。
- 3 センターが前二項の規定により震災法律援助不開始決定をしたときは、震災法律援助申込者に決定及びその理由を通知する。

(震災法律援助開始決定の内容の変更)

第83条の18 センターは、震災法律援助開始決定後に、震災法律援助被援助者から、震災法律援助開始決定で定めた事項の全部又は一部の変更を求める申請を受けた場合において、その申請が相当であると認めるときは、震災法律援助開始決定で定めた事項を変更する決定をすることができる。事件進行中に、震災法律援助被援助者から、震災法律援助開始決定後の決定により定めた事項の変更を求める申請を受けた場合についても、同様とする。

- 2 センターは、前項の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めないとときは、その申請を認めないと旨の決定をしなければならない。
- 3 センターは、事件進行中に、震災法律援助開始決定又はその後の決定において定めた事項の全部又は一部を変更することが相当と認めるときは、職権で、震災法律援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する決定をすることができる。
- 4 第1項又は第3項の決定をする場合の手続は、別に定める。
- 5 センターは第1項又は第3項の規定により震災法律援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する決定をした場合において、第83条の7第1号及び第2号に掲げる額を減額するときには、当該決定に併せて、震災法律援助受任者等に対し、既にセンターが震災法律援助受任者等に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及びその支払方法を決定することができる。この場合において、震災法律援助被援助者は、その限度で立替金の償還を免れる。

第6節 震災個別契約等

(震災個別契約)

第83条の19 センターは、震災法律援助開始決定をした案件につき、震災法律援助契約弁護士・司法書士等の中から震災法律援助受任者等となるべき者を選任し、当該震災法律援助受任者等となるべき者にその旨を通知する。

2 前項の選任通知を受けた者は、通知を受けた後、速やかに、センター及び震災法律援助被援助者との間において、センターが別に定める契約（以下「震災個別契約」という。）を締結する。

（震災法律援助開始決定の取消し）

第83条の20 センターは、震災法律援助受任者等となるべき者を選任することができないとき、震災法律援助案件につき第83条の6各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったとき又は震災法律援助案件につき第83条の17第1項若しくは第2項の規定により震災法律援助不開始決定をすることができる理由があることが明らかになったときは、震災法律援助開始決定を取り消す決定（以下「震災法律援助取消決定」という。）をすることができる。

2 センターは、前項の規定により震災法律援助取消決定をするときは、既にセンターが震災法律援助受任者等に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及びその支払方法を定めることができる。この場合において、震災法律援助被援助者は、その限度で立替金の償還を免れる。

（中間報酬金）

第83条の21 センターは、震災法律援助受任者から第83条の31の規定により読み替えて準用する第49条第1項の報告がされたときは、第83条の27第1項の震災法律援助終結決定の前においても、震災法律援助審査委員の審査に付し、相手方等から受領した金銭に対応する報酬金の額及び支払方法を決定することができる。

（追加支出）

第83条の22 震災法律援助受任者等は、立替費用につき、震災法律援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、センターに追加費用の支出の申立てをすることができる。

2 震災法律援助受任者等は、前項に規定する申立てをするときは、疎明資料を添付して、追加費用支出申立書を提出してしなければならない。

3 センターは、第1項の申立てを受けた場合において、その申立ての

全部又は一部を相当と認めるときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、震災立替基準に従って、追加費用の支出について決定する。

- 4 センターは、前項の決定をするときは、震災法律援助被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 センターは、第1項の申立てを受けた場合において、その申立てが次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その申立ての全部又は一部を認めない決定をすることができる。
  - 一 震災立替基準に合致しないとき。
  - 二 その他相当ではないと認めるとき。

(辞任)

第83条の23 震災法律援助受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、センターにその理由を付した文書を提出して辞任の申出をし、センターの承認を得なければならない。

- 2 センターは、前項に規定する申出があったときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、辞任につきやむを得ない理由があると認めるときは、辞任を承認する。
- 3 前項に規定するセンターの承認がなければ、震災法律援助受任者等の辞任の効力は生じない。

(解任)

第83条の24 震災法律援助被援助者は、やむを得ない理由により震災法律援助受任者等を解任しようとするときは、センターにその理由を付した文書を提出して、解任の申出をしなければならない。

- 2 センターは、前項に規定する申出があったときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、解任につきやむを得ない理由があると認めるときは、解任を承認する。
- 3 前項に規定するセンターの承認がなければ、震災法律援助受任者等への解任の効力は生じない。

(震災個別契約のセンターによる解除)

第83条の25 センターは、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、震災個別契約を解除することができる。

- 一 震災法律援助被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の

- 条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき。
- 二 震災法律援助被援助者が、震災法律援助受任者等の解任を申し出て、センターがこれを承認したとき。
  - 三 震災法律援助受任者等が辞任を申し出て、センターがこれを承認したとき。
  - 四 震災法律援助受任者等が受任した案件について必要な対応を行わなかったとき。
  - 五 センターと震災法律援助受任者等との間の震災法律援助契約が解除されたとき（震災法律援助被援助者が同意していない場合を除く。）。

（解除等の後の処理）

第83条の26 センターは、前条又は第83条の31の規定により読み替えて準用する第53条の規定により震災個別契約が終了したときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、次の各号に掲げる事項を決定する。ただし、次条第1項第2号又は第3号に基づき援助の終結決定をすべきときは、第2号に掲げる事項について決定することを要しない。

- 一 震災法律援助受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法
  - 二 震災法律援助受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、センターが立て替える立替費用のうち、第83条の7第1項第1号及び第2号に掲げる報酬及び実費の額並びに支払方法
- 2 前項第1号の規定により震災法律援助受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、震災法律援助被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。

## 第7節 震災法律援助の終結

（震災法律援助終結決定）

第83条の27 センターは、次の各号に掲げる事由があるときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、震災法律援助の終結決定（以下「震災法律援助終結決定」という。）をする。

- 一 事件が終結し、震災法律援助受任者等から終結報告書が提出されたとき（震災法律援助終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ、第3項の規定により関連事件の終結決定又は震災法律援助終結決定を待って震災法律援助終結決定をすることとしたときを除く。）。
  - 二 援助を継続する必要がなくなったとき。
  - 三 震災法律援助受任者等が辞任し又は解任され、後任の震災法律援助受任者等の選任が困難なとき。
- 2 センターは、震災法律援助受任者等から終結報告書が提出されない場合において、事件が終結していることが明らかなとき又は第83条の25の規定により震災個別契約を解除した場合で震災法律援助終結決定をすることを相当と認めるときは、震災法律援助審査委員の審査に付し、震災法律援助終結決定をすることができる。
- 3 センターは、震災法律援助終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続しているときは、関連事件の終結決定又は震災法律援助終結決定を待って震災法律援助終結決定をすることができる。

（震災法律援助終結決定時の審査・決定事項）

第83条の28 センターは、震災法律援助終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して、次の各号に掲げる事項を定める。

- 一 報酬金の額、支払条件及び支払方法
  - 二 追加支出の額、支払条件及び支払方法
  - 三 援助終結後の立替金の償還方法
  - 四 立替金の償還を猶予する場合はその旨
  - 五 立替金の全部又は一部の償還を免除する場合はその旨
- 2 前項第1号に掲げる支払方法を定めるに当たっては、震災法律援助被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益（以下「金銭等」という。）を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、震災法律援助被援助者が直接震災法律援助受任者に支払うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、センターは、報酬金の全部又は一部の立替えを決定することができる。

（報酬金を定める場合等の手続）

第83条の29 センターは、前条第1項第1号に掲げる報酬金の額を

定め又は第83条の27第3項の規定により震災法律援助終結決定をするに当たっては、震災法律援助被援助者及び震災法律援助受任者の意見を聞く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

## 第8節 不服申立て

### (不服申立て)

第83条の30 震災法律援助申込者、震災法律援助被援助者及び震災法律援助受任者等（以下「利害関係者」という。）は、センターがした決定（この章の規定により不服の申立てをすることができない決定を除く。以下この章において「原決定」という。）に不服があるときは、センターに対し、不服申立てをすることができる。

## 第9節 民事法律扶助の規定の準用

### (民事法律扶助の規定の準用)

第83条の31 第13条、第17条、第21条、第22条、第25条第2項、第29条第3項、第33条第5項及び第6項、第35条、第36条、第37条第1項及び第3項、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第59条から第68条まで、第69条第2項から第4項まで、第69条の2、第69条の3第1項、第4項及び第5項、第69条の4、第69条の5、第69条の6第1項及び第3項、第69条の7から第70条の4まで、第70条の5第1項から第3項まで、並びに第70条の6から第70条の11までの規定は、震災法律援助業務の方法について準用する。この場合において、「代理援助」とあるのは「震災代理援助」と、「代理援助負担金」とあるのは「震災代理援助負担金」と、「書類作成援助」とあるのは「震災書類作成援助」と、「書類作成援助負担金」とあるのは「震災書類作成援助負担金」と、「法律相談援助」とあるのは「震災法律相談援助」と、「申込者」とあるのは「震災法律援助申込者」と、「被援助者」とあるのは「震災法律援助被援助者」と、「受任者」とあるのは「震災法律援助受任者」と、「受託者」とあるのは「震災法律援助受託者」と、「受任者等」とあるのは「震災法律援助受任者等」と、

「法律相談担当者」とあるのは「震災法律相談担当者」と、「地方事務所長」とあるのは「センター」と、「援助開始決定」とあるのは「震災法律援助開始決定」と、「個別契約」とあるのは「震災個別契約」と、「終結決定」とあるのは「震災法律援助終結決定」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる業務方法書の規定中、中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる業務方法書の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条	前条第1項	第83条の10第1項
第21条第1項	前条第7項の規定による相談日時	相談日時
第29条第3項	附帯援助	震災附帯援助
第33条第5項	第1項から第4項まで	第83条の18第3項 又は第5項
第33条第6項	第1項又は第3項	第83条の18第1項 又は第3項
第33条第6項	第30条第1項第1号	第83条の16第1項 第1号
第33条第6項	立替基準	震災立替基準
第36条第1項第2号	援助不開始決定	震災法律援助不開始決定
第36条第1項第3号	第40条第1項	第83条の20第1項
第37条第1項	立替金の償還方法、資料の追完	資料の追完
第37条第3項	援助申込書に記載した事項	援助申込みの際にセンターに届け出た事項
第41条第1項、第46条第1項、第2項及び第4項	援助案件	震災法律援助案件
第49条第3項	第56条第1項及び第2項	第83条の27第1項 及び第2項

第53条第2項	第9条第1号	第83条の6第1号
第59条第2項	前項に規定する立替金	立替金
第63条の3第1項	地方扶助審査委員	震災法律援助審査委員
第63条の3第1項	第57条第1項第4号 及び第5号	第83条の28第1項 第4号及び第5号
第63条の3第2項	第58条から第59条 の3まで	第59条から第59条 の3まで及び第83条 の29
第69条の3第1項	3名の地方扶助審査委 員	震災法律援助審査委員
第70条の3第1項	本部扶助審査委員	震災法律援助審査委員
第70条の3第2項及び 第3項	本部扶助審査委員長	震災法律援助審査委員 長
第70条の3第2項及び 第3項	本部扶助審査副委員長	震災法律援助審査副委 員長
第70条の3第5項	地方事務所長から送付 された一件記録	一件記録
第70条の10	平成23年東日本大震 災の被災者に対する立 替費用	震災代理援助等の立替 費用
第70条の10	別表3	別表4
第70条の10	「1. 代理援助立替基 準」	「1. 震災代理援助立 替基準」
第70条の10	「2. 書類作成援助立 替基準」	「2. 震災書類作成援 助立替基準」
第70条の11第1項	平成23年東日本大震 災の被災者である被援 助者	震災法律援助被援助者
第70条の11第1項	第31条第1項、第3 4条第3項、第59条 の2第1項、第63条	第83条の31で準用 する第59条の2第1 項、第63条の3第2

	の3第2項及び第64条第2項	項及び第64条第2項
第70条の11第2項	援助開始決定若しくは終結決定において	震災法律援助終結決定において

#### 第4章 業務委託

##### (業務委託の基準)

第84条 センターは、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に、業務の一部を委託することができる。ただし、センターが委託を受けて行う業務については、業務の全部を一括して、又は委託者の指定した主たる部分を他に委託することができない。

2 センターは、前項の規定に基づき、業務の一部を委託する場合においては、委託先の財務内容、業務に関する知見及び業務管理体制（業務運営に係るセンターによる指示に適時適切に応じることができる体制が完備していること並びにセンターに対する業務の実施状況に関する報告及び資料の提出に関する体制が完備していることを含む。）その他委託先の業務遂行能力を勘案して委託先を選定する。

3 センターは、第1項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と書面による契約を締結する。

#### 第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項

##### (競争入札その他契約に関する基本的事項)

第85条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みを行わせることにより競争に付する。ただし、契約の予定価格が少額である場合その他センターの内部規程で定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

#### 第6章 雜則

##### (細則への委任)

第86条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に

関し、必要な事項について細則を定める。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

第2条 センターの業務開始前に、民事法律扶助事業業務規程に基づき、財団法人法律扶助協会がした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、本業務方法書によつてした決定、承認その他の処分又は申請その他の手續とみなす。

附則（平成19年3月19日法務大臣変更認可）

この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成19年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成19年10月30日法務大臣変更認可）

この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

附則（平成20年3月17日法務大臣変更認可）

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成20年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成20年11月13日法務大臣変更認可）

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この業務方法書の変更前に第5条第3号に規定する援助の申込みのあった事件に関しては、変更後の別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成22年3月25日法務大臣変更認可）

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この業務方法書の変更前に援助開始決定した事件については、なお従前の例による。

附則（平成23年3月7日法務大臣変更認可）

この業務方法書の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年9月21日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成23年10月3日から施行する。

（経過措置）

第2条 この業務方法書の変更の施行日よりも前に裁判所の決定に基づく費用を予納した事件については、第70条の9の規定は適用しない。

（特例の効力）

第3条 第70条の9及び第70条の10の規定は、平成24年3月31日限り、効力を失う。

（特例の失効に伴う経過措置）

第4条 第70条10の規定が効力を失う前に同条第4項の規定により立替金の償還を猶予する決定をした事件についての同条第5項の規定の適用については、同条が効力を失った後も、なお従前の例による。

附則（平成24年3月30日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成24年4月1日から施行する。ただし、変更後の第25条第2項の規定については、平成24年7月9日から施行する。

（特例の効力）

第2条 第70条の9及び第70条の10の規定は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附則（平成24年12月21日法務大臣変更認可）

この業務方法書の変更は、平成25年1月1日から施行する。

附則（平成25年3月27日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この業務方法書の変更の施行日よりも前に終結決定した事件については、第63条の3（第83条の31で準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（特例の効力）

第3条 この業務方法書の変更後の第70条の10及び第70条の11の規

定は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附則（平成25年　　月　　日法務大臣変更認可）

この業務方法書の変更は、平成25年12月1日から施行する。